インターワーク運営規程

第１章　事業の目的等

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人　やまなみ会（以下、「事業者」という。）が開設するインターワーク（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

（事業所の名称及び所在地）

第２条　本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名　称　　障害者支援センター　インターワーク

（２）所在地　　熊本県阿蘇郡産山村大利６５７番地３

（提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員及び主たる対象者）

第３条　事業者が本事業所において提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員及び主たる対象者は次のとおりとする。

指定障害福祉サービスの種類	利用定員	主たる対象者
指定生活介護	１０名	知的障害者・精神障害者・身体障害者
指定就労継続支援Ｂ型	２０名	知的障害者・精神障害者・身体障害者

２　事業者は、前項の利用定員を超えて指定生活介護、指定就労継続支援Ｂ型（以下、「指定障害福祉サービス」という。）の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第２章　運営の方針

（取扱方針）

第４条　事業者は、指定障害福祉サービスにおける支援計画（以下、「個別支援計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

２　事業所の従事者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明するものとする。

３　事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（提供拒否の禁止）

第５条　事業者は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（介護）

第６条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うもとする。

２　事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。

３　事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

４　事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行うものとする。

５　事業者は、常時一人以上の生活支援員を介護に従事させるものとする。

６　事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設の従事者以外の者による介護を受けさせないものとする。

（訓練）

第７条　訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

２　事業者は、指定就労継続支援Ａ型の提供にあたっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

３　事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させるものとする。

４　事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせないものとする。

（生産活動）

第８条　事業者は、指定障害福祉サービスにおける生産活動の機会の提供にあたっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めるものとする。

２　事業者は、指定障害福祉サービスにおける生産活動の機会の提供にあたっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮するものとする。

３　事業者は、指定障害福祉サービスにおける生産活動の機会の提供にあたっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うものとする。

４　事業者は、指定障害福祉サービスにおける生産活動の機会の提供にあたっては、防塵設備又は消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（工賃の支払）

第９条　事業者は、指定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援Ｂ型）の生産活動に従事している利用者に、当該指定障害福祉サービス毎に生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

２　事業者は、指定就労継続支援Ｂ型を提供する場合には、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

（実習の実施）

第 10 条　事業者は、指定障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めるものとする。

２　事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めるものとする。

（求職活動の支援等の実施）

第 11 条　事業者は、指定障害福祉サービスの提供にあたっては、職場実習や求職活動、在宅就労など、事業所以外での活動の内容として、施設外支援を実施すること、及び、企業から請負った作業を当該企業内で行う施設外就労を実施することにより、利用者の生産活動の場の拡充と社会適応支援に努めるものとする。

２　事業者は、指定障害福祉サービスの提供にあたっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めるものとする。

（職場定着のための支援の実施）

第 12 条　事業者は、指定障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から６ケ月以上、職業生活における相談等の支援を継続に努めるものとする。

（食事）

第 13 条　事業者は、食の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

２　事業者は、食事の提供する場合には、利用者の身体心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

３　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第 14 条　事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携）

第 15 条　事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めるものとする。

２　事業者は、指定障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第３章　虐待防止及び身体拘束等の禁止のための措置

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第 16 条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び委員会の設置、その他必要な体制の整備

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施

（５）その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

（身体拘束等の禁止）

第17条　事業所は、サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を講ずる。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（１）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第４章　従事者の職種、員数及び職務内容

（従事者の職種、員数及び職務内容）

第 18 条　本事業所の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、従事者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従事者に法令の順守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス管理責任者　１名以上

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア　次条に規定する個別支援計画の作成等に関すること。

イ　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

エ　他の従事者に対する技術指導又は助言を行うこと。

（３）医師　１名

医師は、指定生活介護の提供において、健康管理、保健衛生管理及び療養上の指導を行う。

（４）看護職員　１名

看護職員は、指定生活介護の提供において、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理、利用者の支援を行う。

（５）生活支援員　２名以上

生活支援員は、指定障害福祉サービスの提供において、利用者個々の状況に応じた援助計画の策定、実行にあたり、その自立を促進する。また、本人並びに保護者・家族への支援・助言を行う。

（６）職業指導員　１名以上

職業指導員は、指定障害福祉サービスの提供において、利用者援助のための支援全体の計画策定にあたる。また、生活支援員と同様に利用者の援助を行い、生産活動の実施、職場規律の指導等を行う。

（個別支援計画の作成等）

第 19 条　管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。

３　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとす

る。

4　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

5　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6　サービス管理責任者は、第４項に規定する個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

7　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付するものとする。

8　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６ケ月に一回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うものとする。

9　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の定めるところにより行うもとする。

（１）定期的に利用者に面接すること。

（２）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

第５章　営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第 20 条　本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日は、原則として月曜日から金曜日とする。ただし、土曜日及び日曜日も営業することもある。

（２）営業時間は、営業日の８時３０分から１７時３０分までとする。

（３）サービス提供時間は、次のとおりとする。

指定障害福祉サービスの種類	サービス提供時間
指定生活介護	９時００分から１７時００分まで
指定就労継続支援Ｂ型	９時００分から１７時００分まで

第６章　サービスの内容及び利用者から受領する費用の額

（指定生活介護の内容）

第 21 条　本事業所で行う指定生活介護の内容は、主として昼間において次の便宜を供与することとする。

（１）入浴、排せつ又は食事等の介護

（２）創作的活動及び生産活動の機会の提供

（３）その他身体機能及び生活能力の向上のために必要な援助

（４）一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助

（指定就労継続支援Ｂ型の内容）

第 22 条　本事業所で行う指定就労継続支援Ｂ型の内容は次のとおりとする。

（１）就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供

（２）就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

（３）その他の必要な支援

（４）　事業所は、利用者の一般就労への移行や工賃の引き上げなどを図るための施設外就労を実施し、随行する支援員は就労先企業等との協力を得て対象利用者の作業程度・意向・能力等の状況把握、委託作業の選定及び委託先企業における作業の実施に向けての調整、作業指導等の必要な支援の提供、委託先企業や利用者家族との連携などの支援を行うものとする。

（５）事業所は、利用者が職場実習・求職活動・トライアル雇用等の事業所外サービス支援を希望し実施した場合は、活動先の訪問、緊急時の対応等の支援を行うこととする。

（６）事業所は、利用者が心身の状況の変化等により、週５日以上連続して利用がなかった場合、利用者の同意のうえでその者の居宅を訪問して利用者の状況を確認する支援を行うこととする。

（ア）　引き続き現行のサービスを利用するための動機付け

（イ）　再アセスメントに基づく個別支援計画の見直し

（ウ）　相談事業者等への斡旋・連絡調整

（利用者負担額の受領について）

第 23 条　事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

２　事業者は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

３　事業者は、前２項の支払いを受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

（１）食事を提供に要する費用　　１日当たり　　６５０円

ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみの負担とし、

１日当たり３５０円とする。

（２） 指定生活介護に係る創作的活動に係る材料費

創作的活動材料費（手芸材料など）　実費負担

（３） 送迎サービスに係る費用

利用者の希望により、サービスの提供を受けるための送迎に係る費用

１月当たり　　２，０００円

（４） 送迎サービスの提供に係る費用

利用者の希望による通院・買い物等の送迎を行った場合

燃料代　　１キロメートル当たり　５０円

ただし、複数の者で乗車した場合は乗車人数で総費用を除した費用とする。

（５）預り金管理に係る費用　　１月当たり　1,500 円

４　事業者は、前３項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用係る領収書を利用者に対し交付するものとする。

５　事業者は、前３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第７章　通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

第 24 条　通常の事業の実施地域は、阿蘇郡、阿蘇市及び竹田市の全域とする。

第８章　サービス利用に当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 25 条　指定障害福祉サービス利用者は、施設を利用するに当たり、共同生活の秩序維持に努め、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）日常生活をとおし自立更生に努め、秩序ある共同生活を送るよう心がけなければならない。

（２）常に身体・服装の清潔に努め、居室等の整理整頓に努めなければならない。

（３）喧嘩、口論、その他他人に迷惑になる行為をしてならない。

（４）外出、外泊の際は必ず届け出ること。

（５）故意に器物及び設備を破壊し、又は許可なく器物その他を施設外に持ち出さないこと。

（６）火気の取扱いには常に注意し、所定の場所以外での喫煙はしないこと。

（７）非常災害対策に可能な限り協力すること。

第９章　緊急時等における対応方法及び非常災害対・感染症対策

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 26 条　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

３　サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障がい福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

４　サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第27条　事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第28条　事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の作成）

第29条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第１０章　その他の運営に関する重要事項

（苦情解決）

第 30 条　事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、障害者自立支援法第　１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業者は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（勤務体制の確保）

第 31 条　事業者は、利用者に対し適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービスの種類ごとに、従事者の勤務の体制を定めておくものとする。

２　事業者は、指定障害福祉サービスの種類ごとに、当該事業所の従事者によって指定障害福祉サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。

３　事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（秘密保持等）

第 32 条　従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　事業者は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

３　事業者は、他の事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

（記録の整備）

第 33 条　事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２　事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から５年間保存するものとする。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第 34 条　事業者は「障害福祉サービス等及び障碍児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として以下の機能（体験の機会・場の確保）を担う。

２　地域移行や親元からの自立等に当たって、指定障害福祉サービスの利用や情報提供、体験

の機会・場を提供する機能とする。

（ハラスメント防止）

第 35 条　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第 36 条　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人　やまなみ会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成１５年　４月１日から施行する。
この規程は、平成１７年　６月１日　一部改正
この規程は、平成１８年　４月１日　一部改正
この規程は、平成１９年１０月１日　一部改正
この規程は、平成２６年　４月１日　一部改正
この規程は、平成３１年　３月１日　一部改正
この規程は、令和　３年　４月１日　一部改正
この規程は、令和　４年　４月１日　一部改正
この規程は、令和　５年　４月１日　一部改正
この規程は、令和　８年　４月１日　一部改正